



日本共産党

県営住宅入居者のみなさんの願いを 11月県議会で質問しました

尾村としなり

畳、障子などの修繕は県が実施すべき
他県の状況を研究すると答弁

島根県では、県営住宅から退去する際、「畳、襖、障子などについては、退去前に修繕した上で退去検査を受けること」と定めており、修繕費用は入居者負担となっています。
尾村県議は、「北海道では、畳、襖の張り替えや壁、天井の塗装などは年次計画の中で、公費負担で修繕している」と指摘しました。

【11月議会 尾村県議質問】

国交省が地方自治体に示したガイドラインでは、構造的欠陥からくる損耗については、民間住宅の賃借人に原状回復義務はない。自然損耗や長期間の使用による汚れなどは、県で修繕すべきではないか。

【県・土木部長答弁】

修繕を公費負担としている自治体の背景や実態を調査した上で、県として負担のあり方を研究していきたい。

入居者の要望をしっかりと聞くべき

入居者ニーズの把握に努めると答弁

尾村県議はこの間、県営住宅入居者のみなさんと懇談を重ね、要望をお聞きしてきました。
入居者からは、「廊下の階段に太陽光が入らず、昼間でも真っ暗な状況で、常時階段灯を点けています。停電時に備え、非常灯を設置してほしい」「団地内の急斜面の草刈りは、県が実施してほしい」「浴室にシャワーを設置してほしい」などの切実な声が出されました。尾村県議は、入居者のみなさんの声を県議会で取り上げました。

【11月議会 尾村県議質問】

快適で安全な居住環境を保障するために、入居者から要望等を聞く意見交換の場を拡充し、安全総点検を行うべきと考える。

【県・土木部長答弁】

今後、毎年、各団地からの要望提出を定期的に行い、入居者ニーズを的確に把握し、居住環境の改善に努めたい。今後も適切に点検・修繕し、安全な居住環境の確保に努めたい。

快適な住宅整備は、県の責任です

公営住宅法では、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備すること」と規定しています。

公営住宅は、憲法第25条で明記されている人間らしく生きる権利＝生存権を保障する制度として、国や自治体の責任で建設・整備すべきです。



国交省のガイドライン「賃借人に回復義務なしと規定」

国交省の「原状回復に関するガイドライン」では、下記の場合は民間住宅の賃借人に原状回復義務はないとしています。

- ①自然的劣化、損耗などの経年変化(壁、クロス等の日焼け)
- ②通常使用による損耗(家具の設置による畳のへこみ)
- ③通常使用をしていた場合、構造的欠陥からくる損耗(結露などによるシミやカビなど)